

中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費のうち、名古屋議定書の国内措置の実施

18百万円（15百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室

1. 事業の必要性・概要

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）において、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書」（以下、名古屋議定書）が採択された。

名古屋議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること、並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的としている。

同じくCOP10で採択された生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」の個別目標16は「2015年までに、名古屋議定書が国内法制度に従って施行され、運用される」ことを掲げており、平成26年10月に議定書が発効することとなった。

我が国においても、平成24年9月28日閣議決定「生物多様性国家戦略2012-2020」に、可能な限り早期の締結と2015年までの国内措置の実施が掲げられており、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を通じた地球規模の生物の多様性の保全と持続可能な利用に貢献するため、名古屋議定書及びその国内措置を実施することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

議定書、国内措置の実施にあたって必要な、遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・運用、情報提供等の適正な利用を促進するための利用者支援・普及啓発、議定書に基づく国際的な情報交換システム等を通じた情報交換等を行う。

3. 施策の効果

名古屋議定書の施行・運用により、国際的な協力の下、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を推進し、地球規模の生物の多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費のうち、

名古屋議定書の国内措置の実施

平成27年度予算要求額

18百万円（15百万円）

（支出予定先：民間団体等）

